

# 電気通信事業法第34条第1項の規定による 第二種指定電気通信設備の指定等について ～第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等～

令和元年8月8日  
総務省  
総合通信基盤局  
料金サービス課

## I 第二種指定電気通信設備制度関係～第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等～

- ① 第二種指定電気通信設備の指定(電気通信事業法第34条第1項関係)
  - 他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備の指定(新告示の制定及び旧告示の廃止)
- ② 標準的接続箇所を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第1号イ関係)
  - 電気通信事業法施行規則(第23条の9の4)の改正
- ③ 接続料を設定する機能を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第1号ロ関係)
  - 第二種指定電気通信設備接続料規則(第4条)の改正
- ④ 接続約款記載事項を定める総務省令の改正((電気通信事業法第34条第3項第1号ホ関係)
  - 電気通信事業法施行規則(第23条の9の5)の改正
- ⑤ 接続料の算定方法を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第2号関係)
  - 第二種指定電気通信設備接続料規則(第16条等)の改正

## II 第一種指定電気通信設備制度関係～メガデータネットに係る法定機能の廃止等～

- ⑥ 接続料を設定する機能を定める総務省令等の改正(電気通信事業法第33条第4項第1号ロ等関係)
  - 第一種指定電気通信設備接続料規則(第4条)等の改正

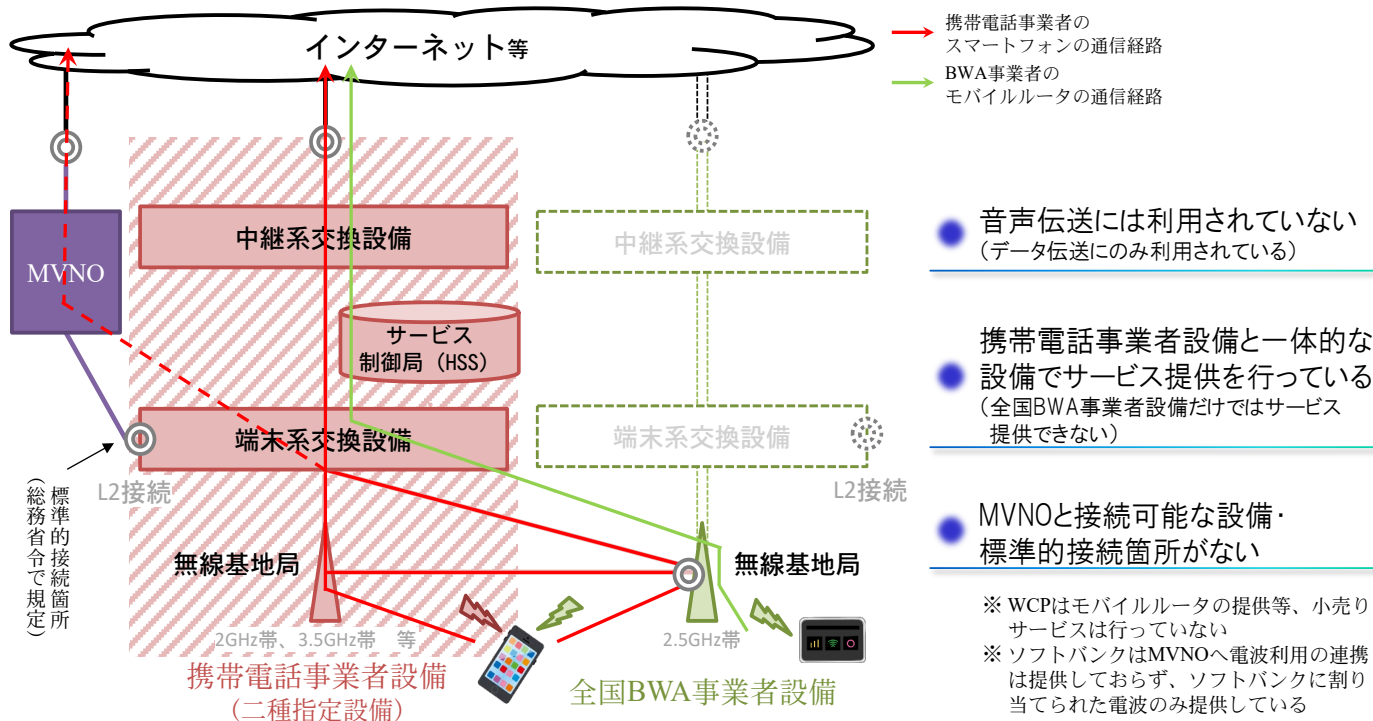
# **I 第二種指定電気通信設備制度関係**

**～第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等～**

- **第二種指定電気通信設備制度**は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、相対的に多数の特定移動端末設備(※1)を収容する設備を設置する電気通信事業者が、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、**特定移動端末設備のシェアが総務省令で定める割合(※2)を超える電気通信設備**を、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして**総務大臣が指定し(※3)**、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して**接続料(※4)及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課す**ものである。
  - ※1 電気通信事業法施行規則で定められており、2016年3月の同令改正により、BWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加されている。
  - ※2 電気通信事業法施行規則で定められており、2012年6月の同令改正により、10%とされている。
  - ※3 現在、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の設置する電気通信設備が指定されている。
  - ※4 接続料は、適正な原価、適正な利潤により算定するものとされている。
- 現在、全国BWA事業者である**Wireless City Planning 株式会社**(以下「WCP」という。)及び**UQコミュニケーションズ株式会社**(以下「UQ」という。)の特定移動端末設備のシェアは、**上記の割合を超えている**。
- よって、**当該2社の設置する電気通信設備を指定し**、当該2社に対し本制度を適用する。

- 指定に併せて、全国BWA事業者の設備利用等の実態に鑑み、**音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備**を行うとともに、**複数事業者の第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)**の連携に係る規定整備を行う。

【全国BWA事業者に係る設備利用等の実態(イメージ)】



- なお、本件については、「**モバイル市場の競争環境に関する研究会**」において検討が行われ、中間報告書(平成31年4月)において、「**特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである**」、「**全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である**」旨の指摘がなされている。

## 全国BWA事業者の電気通信設備の指定

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第34条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として、新たに**WCP及びUQの設置する電気通信設備を指定**する。

### 【新たに指定する電気通信設備一覧】

電気通信事業者	電気通信設備
WCP	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備(ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)</li> <li>二 施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備</li> <li>三 施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備</li> <li>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</li> <li>五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局</li> <li>六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第二号から前号までに掲げるものを除く。)</li> </ul>
UQ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備</li> <li>二 施行規則第23条の9の2第3項第2号イの伝送路設備</li> <li>三 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(前号に掲げるものを除く。)</li> </ul>

注: 指定する電気通信設備は、電気通信事業者から提出されたネットワーク構成図を基に特定したものである。

## 音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備

BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現に、**全国BWA事業者2社は音声伝送役務を提供していない**。こうした制度及び設備利用の実態に鑑み、**音声伝送役務を提供していない電気通信事業者については、本制度における音声伝送役務に係る規律を適用しないこととし、所要の規定整備を行う。**

### ① 技術的条件を定める標準的接続箇所(施行規則第23条の9の4)

- 事業法第34条第3項第1号イの規定により、二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)は標準的接続箇所における技術的条件を接続約款に定めなければならないこととされている。
- 標準的接続箇所については、施行規則第23条の9の4第1項において、音声伝送役務に関する箇所(2箇所)及びデータ伝送役務に関する箇所(1箇所)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する箇所のみとする。

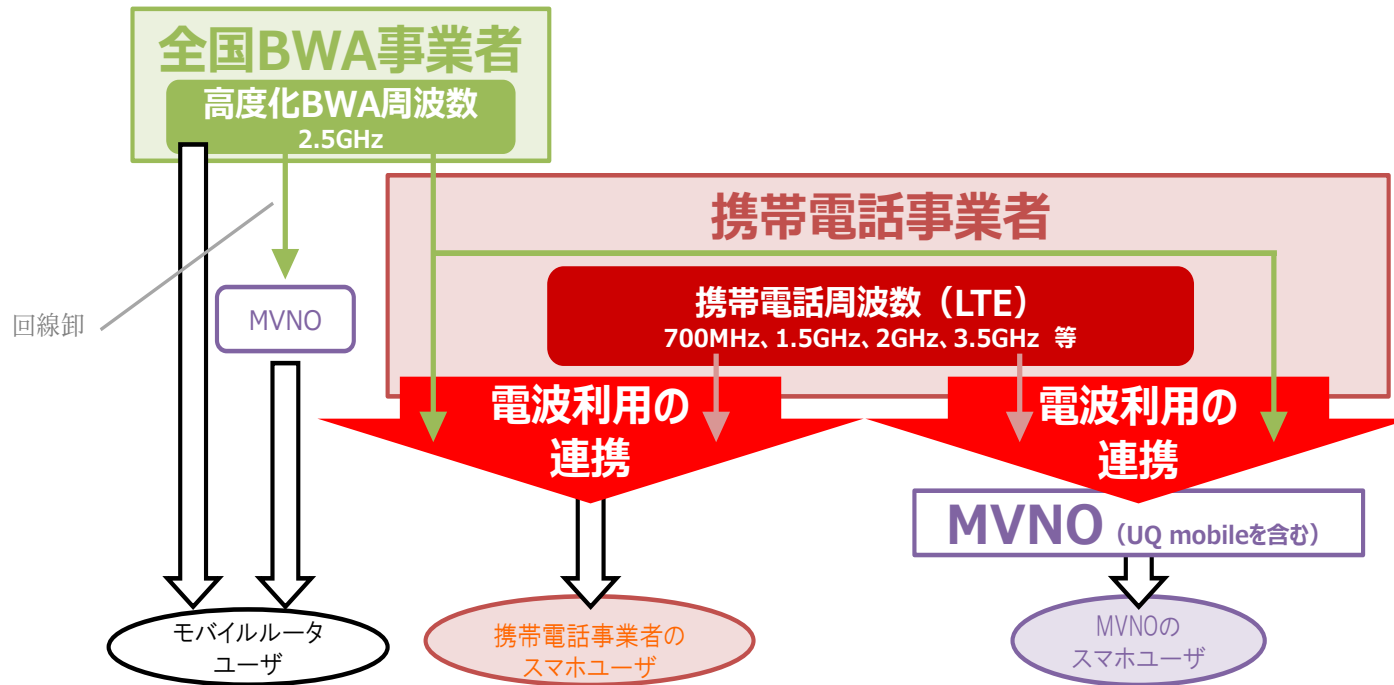
### ② 接続料を定める機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第4条)

- 事業法第34条第3項第1号ロの規定により、二種指定事業者は、機能ごとの接続料を接続約款に定めなければならないこととされている。
- 機能については、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)第4条第1項において、音声伝送役務に関する機能(3機能)及びデータ伝送役務に関する機能(1機能)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する機能のみとする。

## 複数事業者の第二種指定電気通信設備の連携に係る規定整備

- 現在、**全国BWA事業者**は関連会社である**携帯電話事業者**と一体で「**電波利用の連携**」を行うなどにより、データ伝送役務の提供を行っている。
- こうした設備利用の実態に鑑み、また、今後、類似の形態による設備利用が出てくることも考えられることから、他の類似の形態にも適用するものとして、**複数事業者の二種指定設備の連携に係る規定整備**を行う。

【携帯電話事業者と全国BWA事業者との関係(イメージ)】



※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない

※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している



## ① 接続料算定方法に関する規定整備(二種接続料規則第16条等)

二種接続料規則において、複数事業者の二種指定設備により実現される機能に係る接続料算定方法を次のとおり整備する。

- A) 複数事業者が機能をそれらの二種指定設備により実現する場合、当該複数事業者は、接続料を算定する事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該機能に係る接続料を設定しなければならない。
- B) 接続料を算定する事業者は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定するものとする。
- C) 他の事業者は、当該機能に係る接続料について、接続料を算定する事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。

## ② 標準的接続箇所に関する規定整備(施行規則第23条の9の4)

- ・ 施行規則第23条の9の4第1項では、技術的条件を定めなければならない標準的接続箇所が規定されている。
- ・ これを改正し、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換が他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合に、その箇所を自らの標準的接続箇所とすることとする。

## ③ 接続約款記載事項に係る規定整備(施行規則第23条の9の5)

- ・ 施行規則第23条の9の5では、接続を円滑に行うために必要なものとして接続約款に定めなければならない事項が規定されている。
- ・ これを改正し、①の総務大臣の承認を受けた複数事業者にあつては、承認に係る機能の概要、接続料の支払方法、責任の分界を接続約款に定めなければならないこととする。

※ その他、所要の規定整備を行う。

## 令和元年12月24日から施行する※。

※ 事業法第34条第8項の規定により、新たに指定をされた二種指定設備を設置する事業者は、指定の日から3月以内に接続約款の届出を行わなければならないところ、当該事業者における事務負担の軽減、とりわけ将来原価方式における具体的な予測方法についての慎重な検討に配慮することとし、年度内に2度の接続料算定を行わなくてもよいこととするよう、指定日を本年12月24日とするもの。

### (参考)今後の予定

8月下旬 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会

8月23日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会

- ・ 接続委員会において調査・検討いただいた後、同部会にて審議いただく予定。
- ・ 答申後、改正を実施。

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019.4) (抜粋)

## 第5章 事業者間の競争条件に関する事項

### 6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

[略]

#### (3) 対応の方向性

「交渉上の優位性」に関しては、次のとおり、電波利用の連携の結果であっても、全国BWA事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、「交渉上の優位性」を有しているものと考えられる。

- ・ 前述の2011年12月の情報通信審議会答申では、従来のMNO間の関係に加え、新たにMNOとMVNOとの関係について、次のとおり整理している。

##### ① 周波数の割当てについて

「MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、全てのMNOはMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる」

##### ② 収益の拡大を図るインセンティブについて

「しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる」

- ・ 同答申の考え方は、全国BWA事業者の端末設備シェアが電波利用の連携の結果一定割合を超える場合においても当てはまる。すなわち以下のとおりである。

##### ① 周波数の割当てについて

全国BWA事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

##### ② 収益の拡大を図るインセンティブについて

全国BWA事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

これまで端末設備シェアが一定割合を超えた電気通信事業者の設備は速やかに第二種指定電気通信設備として指定されてきており、全国BWA事業者の設置する電気通信設備について、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである。総務省において、速やかにそのための手続を開始すべきである。その際、会計整理については、会計システムの準備には一定の期間を要することなどを考慮し、2020年度から実務上円滑に開始できるように、手続を進めることが適当である。

また、全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律について、次のような対応を行うことが適当である。総務省においては、関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である。

- ① BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現在の全国BWA事業者は音声伝送を行っていないため、接続約款において音声伝送交換機能に関する記載を不要とすることとする（接続機能及び標準的接続箇所の見直し）。
- ② 全国BWA事業者のネットワークは、現状において、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われており、標準的接続箇所及び接続箇所ごとの技術的条件について携帯電話事業者の接続約款を参照する形で規定することを可能とする特例を設けること。
- ③ ②に加え、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われている場合にあっては、接続料の算定について、携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とする特例を設けること。

なお、今後5Gの導入等により、さらに様々な形態の事業者間連携が登場することも想定される中で、それに伴う多様な交渉上の優位性の発現が想定される。そのような環境の変化も踏まえつつ、事業者間連携が行われる場合における交渉上の優位性など、二種指定制度に関し、事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、第7章に記載のとおり、将来的な課題として引き続き検討を行うこととするのが適当である。

## Ⅱ 第一種指定電気通信設備制度関係

～メガデータネットに係る法定機能の廃止等～

## 改正内容

- **メガデータネットに係る法定機能の廃止に係る規定整備**

第一種指定電気通信設備接続料規則第4条に規定するデータ伝送機能について、設備の老朽化により平成30年度末に維持限界を迎えるため、NTT東日本・西日本において従前より利用する事業者に対しその旨周知し協議が行われてきたところ、令和元年度より当該機能を利用する接続事業者がなくなり、当該機能を接続約款から削除する接続約款変更認可申請に対し反対意見が寄せられなかった(※)ことも踏まえると、当該機能の単位による接続料設定の義務付けまでは不要となったと認められることから、当該機能を法定機能から削除する。

※ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条の許可を申請することで本機能を削除する内容を含む接続約款変更認可申請(平成31年3月28日情郵審諮問第3115号)について平成31年3月29日～令和元年5月7日及び同年5月10日～同月23日の間意見募集を実施。

- **その他、所要の規定整備を行う。**

## 施行日

公布の日から施行する。

(参考)今後の予定

8月下旬 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会

8月23日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会

- ・ 接続委員会において調査・検討いただいた後、同部会にて審議いただく予定。
- ・ 答申後、改正を実施。